



令和 8 年 5 月 2 9 日

自転車活用推進本部事務局

自転車活用の目指す姿を新たに示した5カ年計画を策定！

～「第3次自転車活用推進計画」を本日閣議決定～

持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、令和 12 (2030) 年度までを計画期間とする「第3次自転車活用推進計画」が、本日、閣議決定されました。

1. 概要

(1) 自転車活用推進計画について

自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号）に基づき、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画です。

昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、また、今後の社会の動向を見据えつつ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、令和 12 年度までの 5 年間を計画期間とする新たな「第3次自転車活用推進計画」を策定しました。

新たな計画のもと、引き続き、関係府省庁が一体となって取り組んでまいります。

(2) 計画改定のポイント

①ビジョンを初めて提示

本計画で初めてビジョンを提示します。

将来にわたって、自転車活用により目指す社会や、自転車が貢献すべき姿について示すものであり、安全・快適に自転車を活用できる環境を実現することで、自転車交通の役割を拡大し、人と地域が調和した豊かに暮らせる持続可能な社会を目指すとなりました。

②目標・施策・措置の充実

ビジョンを支える目標を、現計画の 4 つから 5 つに充実しました。

- ・ 走行環境の整備による良好な利用環境の実現を目標 1、安全で安心な社会の実現を目標 2 とし、自転車活用の基盤として冒頭に位置付け【目標 1・2】
- ・ 地域交通の課題に自転車としても貢献していくため、新しく目標に位置付けたほか、脱炭素社会への貢献も新たに位置付け【目標 3・4】
- ・ 観光について、地域の活性化に貢献することを追加し、引き続き推進【目標 5】

さらに、目標を実現するための具体の取組を位置付ける「施策」・「措置」についても、現計画から内容及び数を充実しました。

2. 閣議決定日

令和 8 年 5 月 2 9 日（金）

お問い合わせ先

国土交通省自転車活用推進本部事務局 内田、岩渕

電 話 03-5253-8111（内線 38-225、38128）

03-5253-8497（直通）

FAX 03-5253-1622



第3次自転車活用推進計画の概要



社会情勢等の変化

**モビリティ
の多様化**

**青切符導入**

**交通空白**

**カーボン
ニュートラル**

**観光需要
の回復**

計画期間：R8～R12年度

ビジョン

安全・快適に自転車を活用できる環境の実現により、自転車交通の役割を拡大し、
人と地域が調和した豊かに暮らせる持続可能な社会を目指す

指標 自転車分担率 等

目標

【目標1】安全で快適な走行環境等の整備による
良好な自転車利用環境の実現

指標 自転車活用推進計画を策定した市区町村数 等

【目標2】
自転車事故のない**安全で安心な社会**の実現

指標 ヘルメット着用率 等

【目標3】自転車交通の役割拡大
による**良好な地域の移動環境**の形成

指標 シェアサイクルの導入市区町村数 等

【目標4】自転車利用の促進による
活力ある健康長寿社会や脱炭素社会の実現

指標 運動・スポーツとしてのサイクリング行動者率、
デコ活応援団の中で公共交通・自転車・徒歩での移動
に取組む会員数 等

【目標5】サイクルツーリズム等の推進
による**観光地域づくりや地域の活性化**

指標 先進的なサイクリング環境の整備を
目指すモデルルートの数 等

施策

5つの目標を実現するための施策を位置付け（計31）

※主な施策

目標
1

- ・自転車通行空間の計画的な整備
- ・多様な駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備

目標
2

- ・道路利用者全体の安全意識醸成
- ・自転車の交通安全教育の推進
- ・安全に自転車に乗れる環境の創出

目標
3

- ・自転車と地域の公共交通等との連携の促進
- ・公共交通機関への自転車の持ち込みの促進

目標
4

- ・自転車を利用した健康づくりの推進
- ・自転車の利用促進による環境負荷軽減の推進

目標
5

- ・世界に誇るサイクリング環境の創出
- ・自転車活用による観光地域づくりの推進

措置

31の施策を実施するための具体的な措置を位置付け（計121）